

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成22年12月14日(火) 本社会議室			
委員	波光 巖(大学教授) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西谷隆巨(大学名誉教授) 田中俊充(弁護士) 角田 茂(学校法人参事)			
審議対象期間	平成22年7月1日~平成22年9月30日			
抽出案件	総件数	5	件	(備考)
工事	一般競争	2	件	
	公募型指名競争	0	件	
	通常指名競争	0	件	
	随意契約	0	件	
建設コンサルタント	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0	件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0	件	
	標準プロポーザル	0	件	
	一般競争	1	件	
	通常指名競争	1	件	
	随意契約(競争性のある)	0	件	
	随意契約(特命随意契約)	0	件	
	補償契約	1	件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	1. 一般競争入札(工事)			
	【両筑二期福田支線水路柿原3号分水工改築工事】			
	<p>・前回、入札中止し、再発注した案件ということだが、前の回に応札された会社の価格と今回の価格というのはどういう関係になるのか。</p> <p>・結論として、前の疑わしい人はそのまま残ったということか、談合の疑いはなかったと考えたほうがいいのか。</p> <p>・談合があったかなかったかというものは、なかなかこの推測は難しいでしょう。</p>	<p>・今回予定価格を下回った社が4社ございますが、久富組につきましては、前回も有効な応札をしています。向江組というのは前は辞退してございます。濱崎組につきましては前回入札説明書の交付だけというようなことございまして、原口建設は今回新たに地域を広げたところから入ったということでございます。</p> <p>・そこは何とも言いようがないところでございますが、今回も工事を受注しようとしているというのは事実だろうと思います。</p>		

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

2. 一般競争入札（工事）	
【上ノ山地区水位変動域緑化試験施工】	
<ul style="list-style-type: none"> ・これは一者応札だが、この入札説明書の交付を取りに来たものは1者だけか。 ・21年度の契約の方式というのは、今年度と同じように一般競争契約なのか、それから契約の相手方は、このライト工業だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料請求につきましては、応札したライト工業含めて16社から資料請求がございました。 ・21年度のときは、従前の指名競争入札で実施しました。今回のライト工業は昨年度の指名の中に入っておりません。
3. 一般競争入札（建設コンサルタント業務等）	
【荒川ダム総合管理所通信設備設計業務】	
<ul style="list-style-type: none"> ・落札以外の3社の価格が予定価格より200万以上高いが、機構が考えている内容の範囲と、参加した業者が考えている内容の範囲とで、どの程度のすり合わせができるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・このIP化移行というのは、標準化された手順で行うものです。もちろん事務所ごとにその数が違うのですけれども、その内容は一定でございます。それはあらかじめ仕様書で示されてございまして、その荒川総管についての検討をいたしますので、業者の方が仕様書を見て、その範囲を取り違えとか、自分勝手に設計してしまうと、そういったことは基本的にはないと考えております。ですから、同じ条件で同じスタートラインに立って競争していただけるという環境を整えているものです。
4. 指名競争入札（建設コンサルタント業務等）	
【佐布里分水工小水力発電概略設計業務】	
<ul style="list-style-type: none"> ・これは水力を使って、クリーンエネルギーを開発するというので、非常に皆さん期待するところですけども、発電できる電力とコストとの関係でどれくらいかかるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やはり設備をつけますと、当然維持管理費等かかってきますし、機構の事業の場合はユーザーから負担いただくということで、投資対効果というものを見比べて、それが1.10以上でないと思設置には向かないと思います。そのための中身を検討するという業務でございます。

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

	5 . 補償契約	
	【土地売買に関する契約書（朝倉総合事業所）】	
	<p>・建物は、築20年経過している割には、補償が高いような気がするかどうか。</p>	<p>・建物の補償は、再築補償です。再築補償は、現在の建物の推定再建築費を算出し、それに再築補償率を掛けて補償額を算出するもので、建物の経過年数が長いと再築補償率が下がりますが、ある程度までくると率が下がらないように決められています。</p>
<p>・再築補償率、単価等は、どのように決められているのか。</p>	<p>・九州地区用地対策連絡協議会で決められています。</p>	
<p>・立竹木については、通常土地と一体となって取引されるのが一般的であるが、この補償では桧の単価が高いような気がする。通常は伐採するのではないか。</p>	<p>・立竹木には、庭木、風致木、人工林などがありますが、この補償は庭木として取り扱っています。単価については、九州地区用地対策連絡協議会の単価表に基づいて補償しています。</p>	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

財務部契約課長

小出 裕之（内線 2251）

技術管理室技術調査課長

星野 博（内線 4631）

用地部補償業務課長

田中 昇（内線 2331）